

令和6年度 旭川公共職業安定所期間業務職員募集要項②

1 募集職種

求人者支援員【安定所勤務】

2 募集人員

1名

3 学歴、年齢

不問

4 募集期間

令和6年2月2日(金)から令和6年2月9日(金)まで
※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る場合があります。

5 就業場所

ハローワーク旭川 (旭川市春光町10番地の58)

6 就業場所における就業時間

ハローワーク旭川 8:30～17:15の間の6時間30分

7 勤務日数及び賃金

勤務日数 年間 240 日(月平均 20 日)

日額 10,010 円～10,303 円(日額は左記の範囲内で学歴・職務経歴を勘案して規定により決定します)

8 従事する業務及び必要な経験、免許・資格

【業務内容】

- ・人材ニーズや採用意向等に係る事業所情報の収集
- ・正社員求人の開拓
- ・地域の労働市場の状況を踏まえた多くの求職者が希望する求人の開拓
- ・求職者個々のニーズを踏まえた個別求人開拓
- ・障害者の就職促進に資する求人の開拓
- ・有期実習型訓練等の雇用型訓練に係る求人の開拓
- ・求職者情報、労働市場情報、各種助成金制度の情報等、求人充足に当たって効果的な情報の提供
- ・求人票等の作成助言
- ・求人充足を図るための求人条件等に係る相談・助言
- ・事業所情報及び求人関連情報の収集、求職者への提供
- ・求人・求職のマッチング及びそれにかかる求人受理・職業紹介
- ・個別求人開拓にかかる職業紹介

・その他求人受理、求人開拓及び求人充足に関する内部事務処理

【必要な経験、免許・資格】

- ・商工、労働分野についての見識を有し、知識・経験を活かした求人開拓を期待できる方
- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格保持者、企業の労務管理に関する知識・経験を有する方又は、職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する方
- ・年間を通じ自動車の運転が可能な方

9 その他

(1) 昇給等について

① 昇給

任期满后翌年度に再び同一官職に採用された場合、4月1日付で昇給を行う場合があります。ただし、給与額が上限となっている場合は、昇給はありません。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当(賞与)は、6月1日あるいは12月1日に在籍し、基準日において任用期間が6か月を超える者あるいは6か月を超えることが予定されている方に、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給します。

(2) 応募資格について

国家公務員法第38条の規定により、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③ 人事院の人事官又は事務総長の職にあって、国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。